

青色防犯パトロール実施団体にドライブレコーダーを配付します

千葉市では、今年度から新たに、青色回転灯を装着した自動車による防犯パトロールを行っている団体（以下「青色防犯パトロール実施団体」という。）に対し、ドライブレコーダーを配付しますので、お知らせします。

1 趣旨・目的

ドライブレコーダーは、交通事故等の際の映像資料となるだけでなく、「動く防犯カメラ」としても有用であることから、市内の青色防犯パトロール実施団体に配付します。

ドライブレコーダーを搭載した車両が学校・通学路周辺を巡回することで、防犯パトロール効果を高め、子どもたちの安全確保に資するとともに、安全で安心なまちづくりを推進します。

2 事業概要

(1) 対象となる団体

千葉県警察本部から「証明書」及び「パトロール実施者証」の交付を受けている青色防犯パトロール実施団体

※市内の青色防犯パトロール実施団体 44団体 車両159台（平成31年3月末時点）

(2) 配付物

ドライブレコーダー、表示用マグネット（青色防犯パトロール車両1台につき1式）

※配付したドライブレコーダーの運用期間は、5年間とする。

(3) 主な配付要件

ア 必須の要件

- ・週1回以上防犯パトロールを行い、かつ学校・通学路周辺のパトロールを行っていること
- ・ドライブレコーダーの管理責任者や、画像の取扱い等を定めた「管理規程」を定めること

イ その他の要件（1つ以上該当しているものとする。）

- ・通勤、通学時間帯にパトロールを行っていること
- ・事件、不審者発生等の情報が寄せられた場所のパトロールを行っていること
- ・人通りの少ない場所のパトロールを行っていること
- ・公園やその周辺等、子どもの多く集まる場所のパトロールを行っていること

3 対象団体の選定

活動状況を勘案し、優先度の高い団体から選定します。

4 平成31年度予算

1,625千円

5 スケジュール

平成31年4月	青色防犯パトロール実施団体に制度内容の案内文を送付
5月	ドライブレコーダー配付申請の受付開始（7月31日まで）
8月	審査、調達数量の確定
9月	青色防犯パトロール実施団体に配付決定通知書を送付
10月	物品の受領について調整、配付